

第3回資格審査特別委員会会議録

- 1 開会日時 平成27年8月3日(月)午前10時0分
- 2 閉会日時 平成27年8月3日(月)午前10時52分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席議員
4番 保田 守君 6番 治徳 義明君 7番 原田 素代君
10番 北川 勝義君 13番 岡崎 達義君 14番 下山 哲司君
15番 小田百合子君
- 5 欠席議員
なし
- 6 説明のために出席した者
保健福祉部長 石原 亨君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 富山 義昭君 主 査 青木 智彦君
- 8 審査又は調査事件について
1) 金谷文則議員の資格決定について
2) その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（小田百合子君） 皆さんおはようございます。

暑い中、大変御苦労さまでございます。

ただいまから第3回資格審査特別委員会を開催いたします。

これより金谷文則議員の資格決定についての審査に入りますが、まず前回の委員会での協議結果により執行部に要求していた書類の提出がありましたので、お手元にお配りしておりますのでごらんください。

それから、説明員として石原保健福祉部長の出席を求めています、御苦労さまです。

それでは、本日の審査を始めたいと思います。

きょう提出してあります、この書類と、前回に皆さんにしっかり読んでおいてくださいと、92条の2についての議員活動の制約についての、これはごらんになりましたですか。

○委員（北川勝義君） 岡崎さんが出したん。

○委員長（小田百合子君） 岡崎さんが出したんじゃないでコピーを出してます、はい。これを見て92条の2に当たるかどうかとかということも判断するために、さきに勉強しておいてくださいと申し上げておりましたので。

はい。

○委員（北川勝義君） 委員長の言われようることわかるし、岡崎さんが言われたこと目だきゃ通してわかるんじゃないけど、考え方いろいろありますんで、これを見てこれで判断してくださいとかというようなことじゃったら資格審査というのやるんじゃないねえ。

いろいろ調べて、きょうは発言すまあとと思うんですけど、先言うとかにゃ、こりゃもう勉強になりました、今委員長の言よう。しかしながら考え方の違いがあるということがあるんで、そこのとこだけ申し上げておきます。

○委員長（小田百合子君） そうしたらどうでしょうか。

認可の段階でどういうふうな審査をして許可したかとかというようなことを、石原部長のほうから説明していただけますか。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） お願いします。

○保健福祉部長（石原 亨君） これは天神の森の認可についてのことですね。

○委員長（小田百合子君） はい。

○保健福祉部長（石原 亨君） 天神の森の認可につきましては、私は去年4月にこちらに参っておりますので、直接事務、業務には携わっておりません。

こういうことがありまして、つい最近担当のほうから伺ったところによりますと、2社こちらに応募があったということで、その2社について部内のほうで厳正に選定をいたしましてアカイワベリー、こちらのほうに決定したというふうに聞いております。審査のほうはきっちり

厳重にやったということでございます。

以上です。

○委員長（小田百合子君） ありがとうございます。

○副議長（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい。

○副議長（岡崎達義君） よろしいでしょうか。

○委員長（小田百合子君） どうぞ。

○副議長（岡崎達義君） 石原部長に一般論として聞きたいんですけども、ベリーズホーム天神の森というのは、小規模多機能型居宅介護事業所っていう形になってますよね。

○保健福祉部長（石原 亨君） はい。

○副議長（岡崎達義君） この小規模多機能型居宅介護事業所も含めてですけど、こういう介護事業所っていうのは法的には請負に当たるんですか。請負に当たらないんですか。

○保健福祉部長（石原 亨君） 一般論ですか。

○副議長（岡崎達義君） はい。一般論です。

○委員長（小田百合子君） はい、お願いします。

○保健福祉部長（石原 亨君） これは業務についてですから、委託に当たるのではないかなと私は思うのですが。そうですね、委託事業を受けるというような格好になると思っております。

○副議長（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、副議長。

○副議長（岡崎達義君） 請負っていうのは、一般的には民法上の、民法630条か、どっかに載ってますよね、請負業務。それから、この参考にも請負の意味についてということを書いています。これかなり92条の2においては請負の範囲が広く解釈されているわけですよ。

そこで、お尋ねしたいんですけど、委託っていうのはここで言う請負の範囲に入ると思われますか、入らないと思われますか。

○委員（北川勝義君） ちょっと委員長、よろしい。

○委員長（小田百合子君） ちょっと。

○委員（北川勝義君） ちょっと。こんな、おえんかな。

こんな話を聞くのに、この仕事の流れを聞きたかったんです。

○委員長（小田百合子君） いや、違います。副議長に。

○委員（北川勝義君） そねえなこと担当者が答えるん。

○副議長（岡崎達義君） わかりませんか。

○保健福祉部長（石原 亨君） ちょっと曖昧。ちょっと検討させてください。

○副議長（岡崎達義君） ああそうかそうか、わかりました。

○委員（北川勝義君） 考えるん。

○保健福祉部長（石原 亨君） ちょっと待って。

○委員（北川勝義君） 考えるんか。

○保健福祉部長（石原 亨君） 今、ちょっと判断できません。

○委員（治徳義明君） はい、よろしい。

○委員長（小田百合子君） あの、治徳委員も質問ですか。

○委員（治徳義明君） ちょっと確認ですけども、小規模多機能、介護計画に基づいて募集という形でもよしかったんですか。その確認をさせてください。

○保健福祉部長（石原 亨君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） これは介護計画に基づいた施設の設置ということになります。

○委員長（小田百合子君） よろしいですか。

じゃあ、北川委員。

○委員（北川勝義君） 僕は、ちょっときょうは言うまあと思うて、聞かせてもらうだけ聞かせてもらうと思うたんじゃけど、物すげえ期待しとって、この間の進行の説明の仕方で、委員長、副委員長、皆さんでしてええと思うて、それから岡崎副議長のほうがこれをくれて、またこれも読ませてもらうて、請負の考えはいろいろあるということで請負はどういうことならということでありまして、審査資料として当該の役員名簿ってこりゃ出してもろうたんじゃ、これも一応よろしいです。

それから、保健福祉部長の出席を求めて説明願うというこっちゃった、こりゃ何の説明にもなりやせん、何か言よることいっこもわからんので、私は本当はきょうは10分か15分ぐれえ石原部長が説明してくれると思うたんです、流れを。そうですかっていうてわかたり、ほかのこともあると思うて、今聞いたら、部長は、昨年4月に異動したんで私じゃわからんと、2社応募して適正に審議しとるというて言われたん、そんなこっちゃわからん。こりゃ前の担当課長というたら、岩藤課長が担当課長ですわ。前でいうたら、一番最初に赤磐のときに、これ補助金の還付になったときに、たいむ・ポケットしたときも、県とか国のいろいろあって長寿社会とかいろいろ、何かこれにしてくれえというこって何か決まったと、もう一人の一人は出しようたが建築中じゃったけんいけなんだというこっていろいろありました。それでそこんところでしたときも、後から断りに来たようなことになったんじゃけえそりゃそれでええんですけど、そのときの絡みで資格審査というの1回目でした、資格審査は請負ができとるかできてねえかというこって、どういことをやろうというこって決まって、今度は反省点として政倫審でも決めとる、倫理審も決めとこうじゃねえかというこって決めて、今それでいきよん。原則的にいったら、自分の妻、要するに1等級の方とか夫というのがそういうことするのは望ま

しくないということがあったんで、僕はそういうことも名誉を晴らすいろいろなことすべきじゃないかと思ったんがこれなんで、私がどうこう言うんじゃない、きょうは部長からもっと聞きたかった、部長でわからんじやったらわかる課長が来て説明してもらわにゃあ、こんだけのこととして、私は昨年4月に異動してきましてわかりませんと、2社が応募しとりました、適正に処理しましたというて言われたら、そんな話はいけん。

それから、請負になるか、ならないかというのを部長に聞くんじゃない、こりゃ法的なことと考えていかれて、私も参考でいろいろ聞かせていただいとるん、前では請負になる場合もあるし、ならない、とり方がいろいろありまして、長くやろうとかそういう意味じゃありませんが、そういうことは専門家とか、全国議長会とか、皆ほかのところで都道府県とか国へ確認をとるべきだと思っております。担当一部長にわかる、わからないという話じゃねえ。

それから、私がおこからということが意見でございます。やることに進めていくことには一切問題はありません、今進めていかれとることに。一つ聞かせていただきたいのが、部長がわからんのじやったら部長、調査してください。調査してわからせてください。例えば出してきたときに、申請のときに全部ここへ出とるスギモトアケミさんが来てやられとったんか、フジワラヒデキさんがやられたんか、誰がやられてたんか、実質金谷議員は全然関知してなかったのか、私がこれ曖昧な話になったら困りますが、私が聞いて聞き取り調査をして、私は聞き取り調査をするつもりはなかったんですが、お話を聞いたりいろいろ言うたら、大分動かされてやられとるそうでございます。しかし、それがどうこうというのは悪いと思っております。議員活動の一つではないかとも解釈しとりますんで、それはそれでいいんですが、どういうふうな内容でどうなったというの教えていただければ、今のような簡単な、石原部長が来られた意味が全然なかったんじゃないかと思うて、別に石原部長を責めているわけではありません。

それで、この人は僕はよくわからんですが、大阪の堺市南区茶山台におる人で会社こしらえて、それでというて、金谷さんとは同級生じゃとか何か、同級生の嫁、何かようわけのわからんこと言ようたり、いろいろあったん、これどういうあれになつとんか、これをこしらえるためにやられたのか、申請するためにこの法人をこしらえてやられたのか、わかれば教えていただきたいと思うんですが、どうなっておるか教えていただきたい。

それと、聞き取り調査、構わんといやあ構わんでしょうけど、全然こっちへおるようがないということで、家も家屋の状況も、そりゃまあどこへおろうとええんじゃないというたら切りがない話ですけど、こりゃどういうことになつとんですかね、代表取締役がこっちもおらん、どこもほとんど来てない、実際やりようというたら、僕はそういうところもあって調査をすべきじゃないかなと思うて聞きゃ、いろいろあったような気がしたんで、そこらが聞きたかったんで、別にどうも責めるとか、部長を責めるとかそういう話じゃないんですけど、考え方を聞かせていただきましたか。わからんだら部長がこういう説明をしてくださいと言われとんじ

やから、部長個人じゃねえ、部長としての職業的なんじゃから、部長がわからなんだら前の担当の部長とか担当の課長とか聞かれて、きょうここへ出てきて臨んでいただくべきじゃねえかなと私はそう思うたんじゃけど。そうじゃねえ、僕は知らんのんじゃというたら意味ねえんじやねえかなと思うんですけど、もう少しわかりや詳しく、それ以上わからん、誰が課長がどなたが知っとる、どうなっとるというの教えていただきたいんで。

それから、先ほど言いました、理事長がどのような状態になってやっておるか、何日ぐらい勤務して勤務に来られておるか、わかれば教えてください。今の内容状況教えていただければ、それとまた本人が働きがあったかなかったかというのを教えていただければ。僕は働きがあってもそれは議員活動の一つと思うとりますから、そのことについてこの資格審査どうこう言うつもりはありませんが、そのことを聞かせてください。

もし、きょうが無理ならいつでも結構です。お話を聞きたいと思うんで。

○委員長（小田百合子君） 石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） はい、委員長。

○委員長（小田百合子君） はい。

○保健福祉部長（石原 亨君） この件に関して、議員さんの働きかけがどうだったかということにつきましては承知をしておりますので、内容についてはどういう働きがあったかというのにはわかりません。

それから、スギモトさんの勤務体系、これについても私承知はしていません。担当課のほうは把握はしてると思いますんで、その件に関しては聞いてきておりませんので、またできれば後日にさせていただきたいと思います。

○委員長（小田百合子君） 原田委員。

よろしいでしょう、もうそれで。承知しておりませんということで。

待ちますか。

○委員（北川勝義君） 意見を聞かせてもろうてもいいですか。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） 委員長お願いしてえんじゃけど、今聞いてしょうたときに、僕が次にとわれとっていけなんだん、聞いてからしていただきてえと思うたんで、関係があるから聞かれようんじゃけど、金谷議員の働きかけがあったかなかったかわからないというのは、この後調査して返答してもらいてえと思よんです。待ちますかというて、きょうどうのこうの言わん、できんと思うんで報告願いたいと思うんです。それがあったから、僕はあえて言わせてもらよんのが、それがこの資格に違反するとか思っておりません。これは議員活動の一つではないかとも思っとなんでそれはそれでええですが。

それから、勤務状態がわからないというのは、これも後日調べていただきたいと思うんです。僕はよくわからんんですけど、代表取締役というていわれる方は勤務全然来んでもええん

か、来りゃええんか、フジワラさんというのはどうなりようんかという、ちょっとわかりゃ、金谷さんはどういうことをしとるかというの教えていただければ。この金谷さんというのは、金谷議員さんの奥さんじゃと思うんで、そこについてもいろいろ話はあるんじゃないけど、どういう実態になつとるかわかりゃ教えていただきたい。実質金谷さんが全部やつとるというようなことを話も聞くんで、伝承で聞いとることじゃからそねえなことはわかりませんのんで、ええかげんなことかもしれんので、その調査の答えが欲しいと思いましたんで。

以上です。

○委員長（小田百合子君） 石原部長、今現に、本庁の中に当時の担当でわかる方がおられるんじゃないんですか。

○保健福祉部長（石原 亨君） はい、課長は幾らか知ってると、その当時におりましたんで、思いますので、わかりました。

○委員長（小田百合子君） それを聞いてもらいましょうか。

○委員（原田素代君） ちょっと、その前に……。

○委員長（小田百合子君） ちょっと待って。

○委員（原田素代君） 発言、いいですか。

○委員長（小田百合子君） はい。

○委員（原田素代君） この施設の、2社あって、その審査の結果どこになってという経緯を必要だと私は思っていないんです。今回の事案というのは、当該議員である金谷議員の妻が監査委員という役で理事の中に入っている、この施設との関係がどうかというだけの話ですから。北川委員本人も別に働きかけがあったかどうかは問題ではないとするわけで、働きかけがあったかどうかは事実ではなくて、この法務局の文書が出たわけですよ、結果。金谷議員の名前はないわけで。

○委員長（小田百合子君） そうです。

○委員（原田素代君） ですから、92条の2からすると、それは当該本人が入っていないのだから、疑われるべき中身は一切事実関係としてはないのだと。これではっきりしてると思うんです。

過去の吉井の何とかとかということは今さら引きずり出す……。

○委員長（小田百合子君） 関係ないですよ。

○委員（原田素代君） 必要はないですから。だから、法務局から出てきたこの資料をちゃんと確認した上で、この92条の2では当人に限ってこういうことをしてはいけないという以上はないと、それでいいのではないかと私は思います。別に課長は上がってきてもらう必要は全然ないと思います。

○委員長（小田百合子君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） 資格審査ですからね、一回これが出て、これは我々がとる方法はなか

った、とる方法は下山副委員長が言われようた、弁護士をつけにゃとれんかもしれんということになる、ここへ出してもろうたんじゃけど、よろしい、これで。どうこう言うんじゃありません。これでどうこう言う話じゃありません。見ていきや、この中に金谷さんの名前というたら、そりや当然アウトですよ。出す話じゃねえですよ。そんなこたあ、いろいろのひっかぶりの話をすれば、僕はきょうは言うまあと思うたんじゃけど、考え言やあ、嫁がこういうことするんでわしは議員やめにゃあおえんって、むちゃばあしやがると、こういう話もしたり、こりや聞いた議員もおります。それじゃあ、またこれを経営するんで、できにゃあ祝いだけでも送ってくれえと、そういうような言い方したとか、今いろいろな疑惑があるといやこういうことも払拭する、本人も、そうわしは悪いやつやと言われとるというて3月議会でまた払拭してえからと言わにゃ、これが出たからねえんじやとかというんじやったら簡単な話で、出しやよろしかったがな、金谷さんも、それは僕らどうこう言うんじやねえですが。それで資格審査がこれでよろしいか、問題ねえんです。それじゃったら、前回の資格審査というたら、・・・ときは問題ありやしません、出してから何も問題ねえ、返って削除してください、最初の言うた・・・というのは。削除していただきやええんですけど、全然問題ねえです。彼やこうのする必要はなかったです。もうあれこそはっきり明白にわかっております。

しかしながら、こういうことをやっていった。その申し合わせの中でなかったらええんですが、申し合わせの中で、やっぱりこういう1親等とかそういう人がすることはやることはやるべきではないんじやねえんかという話ができたんで、そりややるべきじやと。本人はそねえなことは疑わしけりややってみいというような話で、あるところじややりようとかというたら、やってみいというこっちゃからやらせていただいとんで、こりやはつきりせん、これが出たからええというんじやったらやるんじやったら、またそれは方法論を考えにゃいけません。私は請負ということで、これを同僚の岡崎委員が配ってくれた、これも読ませてもらうたり、ほかの中で聞いてみたりしたら、人に人の考え方があるから聞けば、これは請負にはなると言う人もおられるし、ならないと言う人もおられました。じゃから、そこんところの考えで、これがなるかならんかというんじやのうて、僕は1親等、そこんところの現場を見てどういうやっていっとるといものを見たり、それから認可しとったときの方がどうい話があったか、というも聞かせてもらうべきではないかとは思ったんです。ええ、そんなことは関係ないというても関係あるんですよ。

そして、この認可のときに2つの認可したときのこれは大きい意味の特養とか、大きい意味のやるんでしたら、岡山県が推薦して、岡山県が点数をつけてやられるんで問題はないかもしれませんが、これは赤磐市が補助金を受けて赤磐市の市長が決定して出すことなんで、そのプロセスがおかしい場合も、おかしゅうなけりやよろしいんですが、おかしきことがあれば解明したいと思ったから、その中で当然地位利用もあつたんじやないか、一緒になってあるか、なかったらなかったでいいというのを言いたかつたんでございます。

だから、簡単にこれでよろしいというんじやのうて、別にきょう担当課長に上がってくれえとか、そういうことは僕は言ようりません。一遍、再度課長が上がられんでも、部長のほうは今言うたようなことを調査してこうじゃったというのを報告を願いたいと思うとんです。そうして進んでいきやあええと思うとんですけど、何もないというんじや、その話じゃこれでよろしいという話でいうんじやったらどうも合点いきませんので、私はその返答をいただきたいというだけです。

○委員長（小田百合子君） 金谷議員の働きかけがあったかなかったかという、その問題については、資格審査のことではないと思うんです。ですから、北川委員の主張と皆さんの考え方は違うかもしれませんので、皆さんの考え方を聞いて、そして最後判断するっていう、そういうやり方しかないと思うんです。

ですから、ちょっと待ってください。ほかの方の意見も聞かないと、北川さんが一方的に言われる……。

○委員（北川勝義君） よろしい、あんたらがやられえ。

○委員長（小田百合子君） はい、下山委員。

○副委員長（下山哲司君） 西岡県議が保育園の理事をしとられて、その件でも県のほうに聞いたことがあるんですが、保育園は請負には当たらないという説明でした。

それから、こういう施設はどうなるんかというたら、まだこの施設に対しての法律がないらしい。ないから請負に当たるとは言えないと。じゃから、当たらんとも言えない。じゃけど、今の状況の中では判断できないというのが、それからほかの人が総務省へ聞いたらしいんですけど、それは全く当たらないという見解をお聞きしとるようです。書類的にもろうとるわけでないんで、私はお聞きしたことだけなんで、一応そういう中からいけば、この92条、今出されとる分に関しては全く対象外の話であるなというふうに私は今理解しております。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） 92条2項に該当せんとかするとか、これで終わりやあええ言うんじやったらやめりやよろしいが。やめときや。

そういう問題じやのうて、出たからには資格審査要求を……。

○副議長（岡崎達義君） 北川委員……。

○委員（北川勝義君） ちょっと待ってん。

資格審査要求をやらにやあおえんのじや。

それから……。

○副議長（岡崎達義君） 法に従って、やらにやあいけん。

○委員（北川勝義君） そうそう。

じゃから、ある議員がよろしいとか、ある議員が調べた、ある議員じゃねえ、ほかの人が総

務省へ調べたら問題あると、両方言よんです、今下山さんがいわく言うた、これが縛りが方法ができてねえからどちらにとってもおかしいから、だからはっきりわかるようにそういうことが疑わしくないようにすべきじゃないかという調査をしていただきたいと、ほなこれが出たからよろしいがなと、皆さんがそりゃこれでと多数決とる、皆さんがこれが出たからよろしいと言うたんじゃ、これで資格審査しまうというんじゃしもうてください。方法論は何ぼでもありますから、そりゃ。

僕はそうじゃなくて、今下山副委員長が言われた、今できてねえからどういふことがあるんかとかという話をしたかっただけで、考え方、まして今までの背景は一切ないと同僚議員も言われた、僕はそうじゃなくて、任命したとか任命責任、いろいろやられたところの関係があることも大変重要じゃないかということ言うた、何もなければよろしい、そこをまず調べるべきじゃないかと言いたかった。それで、委員長がそりゃ資格審査に関係ないと言うた。なぜあなはすぐ委員長が資格に関係ないと言われる、権限までどの法律にどれに基づく、今、非常に気分を害しとんですけど、何でも関係ねえ、こりゃええというて、あなたらのやることが皆よって、みんなやることが皆悪いというんでやられるんじゃったらやってくださいよ、これからは。だったら、今のやり方がこれがよろしいんじゃったらやってください。きょうでもどうしようと、あしたでも。

僕は質問の納得できてないんがあるから、くどいですが、金谷議員の働きかけがあったのか、なかったのか調査してください。働きかけがあってもなかっても、それについて資格審査をどうこうというのは、働きかけにもよりますが、思っていないと言ゆるわけ。それは事実今言よんです。

それから、2社が応募した中の流れ、どうして2社になって、どういふことになって、どこが決めて、誰が選んだかということをお教えいただきたい。その中で、またスギモト代表、フジワラ取締役……。

○副議長（岡崎達義君） 関係ないでしょう。

○委員（北川勝義君） 最後まで言わせてくださいよ。関係ねえ、関係ねえ、関係ねえんじゃったら、そのときにやめさせときゃよかった。

私はそう思いますんで、その調査もどういふことをやったというのをやってもらわなしたら、今までの資格審査というのはメンバーが違うたら、こうも簡単に何もねえ、初めからありきじゃない、これを出しやえかった、早うこれを出しときゃええが、アカイワベリーの。これ出したらええ。そんな話の資格審査じゃないと思うんですけど、私は十分調査をしていただきたい。それで、やめた方とか課長に上がってくれというんじゃなくて、今おられる方の中で、部長が内容を調査して聞いていただいて、ここでそういうことはなかった、こうじゃったというて、はっきりきょうの10秒ほどの発言じゃのうて、びちっとそれを言うてもろうたら、それでわかって審査して問題なかったらいいんではないかということで話ができてやしいと私は思う

とります。ぜひ、それをしていただきたいということが私の気持ちです。

以上です。

○委員（治徳義明君） よろしいか。

○委員長（小田百合子君） いや、あの下山委員がまだ続きがあるそうですから。

下山委員。

○副委員長（下山哲司君） 委員もそれぞれ個人の見解ですから、ほんならそれを押しつけようとかということじゃないんですけど、出された議案に対して、議案外を押し進めていくという考え方は間違うと思う。

今、北川委員も言われたように、働きかけが問題じゃないんじゃないと言われるんじゃないから、それでしたら出てきた本会議場の答弁、ここへ持っ取りますが、総務委員会のと時のも持ってます。遺恨と思うたら遺恨でもいいと、そういうことでこの委員会を先先進めていくことにはならないと思うんです。もっとやっぱし、現実と沿うたことでなげにや、ここへ岡崎委員が下さった資料の中にも、政争の道具に使う人がいると、こういう。北川委員は以前にも、よう政争、政争というて、僕らよう言われたんじゃないけど、いつも政争の原因はあんたじゃないですか、原因が。いつもあなたが核心におって政争が起きるとるわけで、じゃからな、出してこられたことに対して、皆さん皆あれしとんじゃないから、それなりの審議はしたらいいと思います。しかし、余分のことまで、向こうの会社の中まで土足で踏み込むような委員会をやってはいかんとするんで、意見として言わせてもろうときます。

○委員（北川勝義君） はい、委員長。

○委員長（小田百合子君） じゃあ、北川委員。

○委員（北川勝義君） じゃあでも何でもよろしいけど、嫌じゃったらよろしい。

僕が言いてえのは問題じゃないん、そのことによってそのことが重要視じゃないと言よんです。やってみたらあるかもしれん、なるかもしれんけどならないのが多いんじゃないかという、議員としての働きかけじゃのうて、議員としての議員活動の一つじゃねえかというとり方もできるんじゃないと私は言ようるわけ。じゃから違うとも言ようるわけじゃねえ。じゃからそれをするなという話じゃねえ、それもしてもらわにやいけん、わからないんじゃないかと、そのためのもとの認可の決定事項のとこまであるんじゃないかと、これは違うんじゃないかというたら、そこらは違うんなら違うんで結構です。

それから、遺恨と、遺恨か言うから、遺恨と思われるんじゃない遺恨でよろしいいうのに、はっきりしてえからやりよんですよ。

それから、皆さんがこれで1回でええとか悪いとか言われてやられるんじゃないかというたら、私はこれを文書出した者が勝ちじゃ、文書何ぼじゃ、そんなことはしないんですよ。文書出して何ぼあります、今。それを出してからやるとかというんじゃないしに、この文書も正しいんじゃないか、考え方を言うのとるだけじゃから、いろいろとり方があります言うたん。私はあえてもうこ

こではもう言う気がなくなったから言いませんが、いろいろのことがあって、後でびちっとこれを1回ぐれえ、きょう石原部長がもっとびちっと調べてくれて、だあっと言うてくれて、こうなっとうですよという言う話があつて聞いてみたら、こうで、こうで、こうで、こういうところもあつて、こりゃあなかつたんですよという話になつて、調べたら実態はこうでしたつて言うんじやったら、ああそうか、それじやったらおかしいこたねかつたんか、ほんならこれもあれもせにゃおえんなといういろいろな話が、何もねえ、たつた10秒ほど答えた中で、ほんならそりゃ問題ねえ、今は問題がありません、ほかの人の言うこたよろしい、ほかの北川さんの言うことは問題ありません、政争の具とか言うんじやったら、私はここで委員会で決めることで、資格審査の委員も降ります、こんな資格審査、1回やつてこういうこつて実際議員活動、資格審査というのきょうが初めてやつただけです、それでやつた者が悪い、やつた者が悪いつてやられる資格審査やこ、合うた話じゃねえ。そりゃあもう、あなたらが、僕は早く結末すべきじゃないかと思う。しかしながら、本人がどういうことがある、こりゃやつとるといふのもありますから確認をとりたい、名誉もあつて、それが何がおかしい、これをやらせない、法に合うて、あなたらの考え方、法に全部合うて、ほんなら僕の言うことはみんな法に合うてねえ話を、現実ここで言うたのは、全員たあ言いませんが、ここで質問した人ばあじゃねえですか。資格審査を間違つると、こりゃ間違つるとから質問しますというて、保田さんは片がついとるからよろしいというて言われたがんな、するこたあねえというて。そういう話じやつたから、僕はそうは思うてなかつたからやつたんが議員の活動の一つと思つたんですけど。

それで納得していただければなんたらそりゃもうよろしい。多数決でやられるのも、1回切り多数決でやつて、何でも多数決でやられるんじややつていただき結構です。そりゃそういうことに多数決が少数意見留保じゃのうて、多数決が悪いやこ言ようりやしません。多数決になつたことは従います。私はそう思うとりますんで。やらないと云うんだつたら結構です。僕はやつてもろうて、ちょっと削除してください、これから言うのは。

.....

以上です。

○委員（治徳義明君） はい、委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、治徳委員。

○副委員長（下山哲司君） 違う、続きじゃが。

○委員長（小田百合子君） そうですか。

はい、下山委員。

○副委員長（下山哲司君） 北川委員の説明、いろいろお話聞きょうと、資格審査でなしに辞職勧告を出されたらどうですか。

資格審査というのは形式の資格をするわけですから……。

○委員（北川勝義君） こういうことは、とめんのんか。

○副委員長（下山哲司君） だから、口ききがあったとか、そういう話をせられるんなら、ほかの動議を出されたらどうですか、資格審査じゃなしに。私はそう思います。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） ちょっと待ってください。治徳委員が先に手を挙げて……。

○委員（北川勝義君） 今の答えてあげにゃおえんがな。

○委員長（小田百合子君） あなたたちでやりとりをするようには……。

○委員（北川勝義君） じゃあから、今……。

○委員長（小田百合子君） なってないから、全体で話をするんですから。

○委員（北川勝義君） じゃあから、そんなときに資格審査を、岡崎さん、こういうときとめなんたら、資格審査でそれを出したということは、そりゃあ間違うとる話じゃがん、そんな話は。

○委員長（小田百合子君） 治徳委員、どうぞ。

○委員（治徳義明君） 濟いません。基本的には資格審査の要求書が92条の2の規程に合ってるか、合っていないかという審査なんで、私も岡崎副議長の勉強させていただきましたけども、結局議員が個人として地方公共団体に請負してはならないことと、地方公共団体に対して請負をする法人の役員になることを禁止したという状況でございますので、この件に関しましては、全く白だと思えます。

ただ、石原部長が呼ばれて、先ほど委員の中からこの施設に関して介在があったのかなかったのかという質問に対してわかりませんという答弁がありました。このまま終わらせてしまったら、私は金谷議長からそんな介在は一切してませんというふうなお話をお聞きしてますし、ただ、これを呼ばれた石原部長がわかりません、これでストップしてたら、金谷議長の名誉にもかかわることなんで、そこだけはきちっとしてあげてほしいと、この資格審査にかかわることなんか、かかわらんことかは別としまして、一生、生涯残ってしまうことなんで、私は介在はしてないとお聞きしてますけども、そこだけはちょっとしてもらいたいと思えます。

○委員長（小田百合子君） わかりました。

石原部長には調査をしていただいた上で、次回のときに誰かその話ができる人を呼ばせていただきたいと思います。

○保健福祉部長（石原 亨君） 済いません。

○委員長（小田百合子君） はい。

○保健福祉部長（石原 亨君） 審査の経過も述べたほうがよろしいですか。そのあたりも。

○副委員長（下山哲司君） いや、本来はそういう問題じゃないんじゃない。

○保健福祉部長（石原 亨君） わかりました。

○委員長（小田百合子君） 資格審査というのは、金谷議員が資格審査に当たるか当たらないかという、はい。それですから、そこで例えば圧力をかけたかとか、担当課なんかに関してね、そういったところであったか、なかったかっていうことはやっぱり答えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

そういうことで、北川委員も次回をすることにいたしますので、はい。

○副議長（岡崎達義君） ちょっと、一言よろしい。

○委員長（小田百合子君） はい、岡崎副議長。

○副議長（岡崎達義君） 資格審査というのは、さきに治徳委員も言われたように、その92条の2によって本当に請負があったのかどうか、その会社にかかわって、深くかかっているのかどうか。それから、会社の例えば今の金谷議員の奥さんといわれる方が監査役になっているが、監査役について金谷議員自体が深くかかっているのかどうか。そういうことを審査して、兼業禁止の規程にひっかかるかどうかというのを審査するんであって、その他のことは附帯事項であって、余り調査の対象にはならないと思うんですよ。ですから、92条の2を厳密に解釈することによって、金谷議員の資格がどうなのかというのをきちっとやればいいんで、そのためには行政実例なんかもあるわけですから、行政実例なんかを引いてきて、この小規模多機能の介護事業所ですね、こういうのが本当に請負に当たるのかどうか、今石原部長は委託だっていうことで請負には当たらないというふうに言われたので、そこらあたりももう一度調べていただいて報告していただければ、もう結論は出るんじゃないかなと思うんですけど。

○委員（北川勝義君） 一つよろしいか。

○委員長（小田百合子君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） 今、岡崎委員が言わりょうとおりに思うんじゃない。どうこうという話じゃのうて。これを出したら岡崎委員、個人的な話しじゃないのうて、岡崎委員はこの考えで出したわけ。これを見てからええと思うて。やっぱり、いろいろ持って、これ請負になるとは言わんけど、今総務省のほうはどうや、総務省の誰が言ったか持ってこれん。僕にもそう言うたんが。それから、またというたらほかに総務省が言うたなあ、厚生省のほうからなる

と、とれるという話もとれないともいう場合もありいろいろあるから、やっぱり僕は解明せにゃおえん。

皆さんどう思われるか、3月に議会のときにそう言われたから僕は出さにゃおえんというの、その話からずっとしょうたから、話をしょんです。前のときには、夫婦とか嫁が、1等親の人がするのは望ましゅうねえという話の申し合わせぐれえができたんが、やっぱりそれが、いけしゃあしゃあというたらおかしいけど、やっとなんというんと、監査委員になってからそりゃ入ると、今岡崎さんの言われた、どこまでの入るとかというのわからんけど、わからんわな、それは。入ってねえと思にゃおえんけど、しょんじゃけど、そりゃはっきり、しかしながら夫婦というのは、そういうことが往々にしてよくあるということじゃから、なかったというのをやらにゃあいけんということ。

僕はここへあえて金谷議員に出させていただいて、あつたんかどうかそういうことは聞くつもりもねえんです、呼ばにゃあおえんという必要は僕はねえと思うとんじゃけど、しかしながら呼ぶことはできるとしとかにゃおえんというて前に言うたんと同じことなんで、早よ、早うじゃねえ終わっていきゃあええと思う。今言う結論が出て、僕はこれで結論が簡単に出るというのはじゃねえと思うて思うとりますんで、それであえてさっき休憩室で言うた話もさせてもろうたんです。それはどうで、皆さんが結論が出たというのはええんですけど、92の2に基づいていきゃあ、請負がなるかならないかというのは請負自体のことで今解釈させていっとるけど、これが今の、そこまでやらんでええというんか、委員会がそこまで法律ができてねえというのも今事実のことがあるでしょう、規則ができてねえ、その中によるけど、議員としてはうちは1回目資格審査をしてこういうことをやろうじゃねえかという話をしたんじゃから、やはりそのところは重要視せにゃあおえんじゃねえかなと思うて思ったから、あえてやらせていただきよんです。

せえから、会社に入って調べるなというけど、会社が実体がなかったら当然調べるこっちゃねえかと思よん。その背景がわかりゃ調べてもらやあええ、それから課長が上がってきてくれえとかという、僕は石原部長のほうがこういうことを調べました、調査したというのを15分ほど話を10分でもしてくれとりゃ、僕はもう話はねえと思う。10秒や15秒の話で、そんな話じゃったら全然わからんということなん。

それから、まあ皆さんと合わんから、ほなやってくださいよ、そりゃ気に入らにゃあ議員辞職出しなさいという、そんな話やこしょんじゃなしに、そういうときこそとめるべきじゃと、まあよろしいけど、そりゃそういうやり方やられるんじゃやってくれりゃあよろしいけど、僕は要求して説明を聞きたいということがあって、中によつたら聞いたことによつて、もし波及していったら、2社の応募の申請、そして補助金の該当事項、いろいろのことについて悪かったということになったら、市長の責任にまでなってくるということもあると思います。ならないか。私はそれについてもびちっと調べていくべきじゃないかということをお願いしたかった。

なけりゃええんです。ささいなことの口ききというのは、僕は議員活動の一環じゃと思うと
からそりゃええと思うとんです。どこまで許せるかそれを聞いたかったんで、全貌を言うてく
ださいとか、今委員長が言われて石原さんに、石原君そりゃよろしいかというて、決定事項の
ことまでやれとは言いませんって言うたが、そりゃええんです、そねえなことは。そこのとこ
ろはどうこう言うんじゃねえ、そういうことまで言っていただきゃええと思うたんで、調査し
ていただきたい言うただけで、論外間違うとる、僕がむちゃばあ言ようような捉えるんなら
とっていただきゃよろしいが。僕は岡崎委員が言われようようなことじゃと思うて思うとん
です。僕のやりようることが。僕はそう思うとんで。

それから、たまたま下山さんが言うて、県の誰が聞いてそうならんとか、せえから総務省の
役員がどれが言うたというて、誰がどこで言うたとか下さい、こういう書類でよろしいから。
僕見てえから。私もそういうなるというたら書類も持ってこうと思いますから、持ってきても
どうせどねえもならんのじゃからあれですけど、解釈のしようじゃから。さっき岡崎委員とや
りようた、解釈のしようじゃけ、もう出す必要もねえかもしれんけど、僕はおかしいと思うと
んで、もしわかりゃそれも教えて、前の文書になったら切りがねえから、文書合戦してもしや
あねえからするつもりもねえんじゃけど、早急に委員長の思われとるような解決じゃねえ、納
得できるなら納得できるように、そりゃ全部納得せえと、できるとかという話じゃねえです。
しかしながら、多数決というのは大事なこっちゃから、そりゃ尊重せにゃおえんというのはわ
かつとんです。ただ、これ1回きょう審議しただけで、はい、よろしい、次に進められるとい
うたけど、それじゃ僕納得せんので、部長に納得せんからというて僕が言よんじゃねえ、部長
に対してこんだけのこたあちょっと調べてきてくださいよぐらいのことは、部長もやってもら
いてえと思うんです。

○委員長（小田百合子君） 今お願いしてますから。次回に説明できる方をつていうことで。
でも、その説明ができると言っても、担当課で受け付けた……。

○委員（北川勝義君） じゃから、ちょっと。

○委員長（小田百合子君） その経緯だけで。

○委員（北川勝義君） 説明できるというんじゃけど、僕はそれを聞き取り調査してもろうて
部長が上がってくりゃええと思うて、ほかの課長が上がってきわかる人がというのは必要ね
えんじゃねえかな、今委員長が言われようたが、前からそれを言よるから、それはねえんじゃ
ねえかと思っただけ。

○委員長（小田百合子君） 石原部長。

○委員（北川勝義君） 部長が検討してくれりゃあええと。

○委員長（小田百合子君） 相談してみて、石原部長が上がってくるか、より詳しい話ができ
る方に上がってもらうかっていうことを……。

○保健福祉部長（石原 亨君） はい、そこは相談します。

○委員長（小田百合子君） 部署で相談してください。

ですから、きょう石原部長に質問がこれ以上ないんじゃないですか。そしたら、下がっていただいて結構です。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、一つよろしいですか。

○委員長（小田百合子君） まだ、ありますか。

じゃあ、下山委員。

○副委員長（下山哲司君） その調査するにおいても、92条の2に該当する範囲の調査であって、それ以外の百条じゃないんですから、一から十までほな何を出せという話にはこの資格審査ではないと思うんで、出しとる案件については。じゃから、その辺だけよう踏まえてやってください。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 私もそうなんですけど、どこまでを職員の方に調査しろと言っているのかとか、今の議論の中でもうちょっと整理してほしいんですけど、さっき岡崎さんがおっしゃったように、92条の2にかかわるところという意味でいえば、どういう働きかけがあったかなんていうのはそもそも関係がなくて、御本人の妻がなってらっしゃるんであって、そこに対してこういうふうにあるわけですよ。配偶者や子弟が請け負いするということも何ら本条の関知するところではない。しかしながら、実際において議員がそれら配偶者や子弟の請負について実質的な支配力を及ぼし、全く配偶者や子弟の請負は名目のみで実質はその議員の請け負っているのと何ら異なるような場合もあり得るので。要するにここだけです。

だから、それが可能性があるかどうか、執行部がわかる範囲で報告していただくというのが今回石原部長にお願いすることだということを共通認識になってるのかどうか、私はそう思うのですが。

それ以外のことは関係ないわけですから。

○委員長（小田百合子君） ええ。

○委員（原田素代君） そこだけをお願いします。

○委員（治徳義明君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） そのとおりでと思うんですけども、しかしながら先ほど申しましたように、説明に当たって介在があったのかなかったのかという質問が出たのは事実で、それに対して石原部長もわかりませんというふうな形の答弁をされてるんで、僕は金谷議長からはそんな一切聞いてませんと、そんな介在してませんというようなお話も聞いてますし、金谷議長の名誉のためにも、そこだけはっきり答弁を……。

○委員長（小田百合子君） 介入がなかったかどうか。

○委員（治徳義明君） ありました、ありませんでしたという答弁はいただくべきだろうと、こういうふうに思う。それが資格審査に関係ある関係なしではなしに、事実出た質問に対してですんで……。

○委員長（小田百合子君） そうです。

○委員（治徳義明君） お願いいたします。

○委員長（小田百合子君） ですから、北川委員がおっしゃってたようなことに関して、こういうふうに調べましょうっていう話をしてるんですから。

○委員（北川勝義君） 違うがな、そりゃ。

○委員長（小田百合子君） そりゃ、認識が違うのは仕方がないですよ、個人によって。

○委員（北川勝義君） 違うがな、原田委員と違うがな。

原田委員はそれせんでもええって言ったというのは違うがな。

○委員（原田素代君） 北川委員本人が関係ないとおっしゃるんですから。

○委員（北川勝義君） 違う違う。

○委員（原田素代君） 矛盾してるんですかね。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） 矛盾しとるとかしてねえとかじゃのうて、どこまでが調べて、本当に調べたら本当に疑わしいかも悪かったらおえんということと言よん。議員としての活動が、何ぼか働きかけが議員活動の一環じゃが、それはええ言よんじゃ、許される範囲じゃろうと思うて言よん。しかし、それ以上あったら、どこまでの線引きがわからんですけえ、ここで審査するんじゃねえですよ。というのを言いたかったんじゃ。

大体考えて。嫁が監査委員で何かやっとして婿さんは関係ねえというて言うけど、それは一心同体で、やっぱり1親等じゃから影響されてくるんです。ここが皆さんが違うとこの考えで、いや、夫婦は全く別じゃ、そんなこと言よったら世間の通常から外れて逸脱しとる。僕の考えじゃそう思うとん。僕は、せえで別に議長が出さんでもええ、委員長は出さんでもよろしい言うんじゃったら、今言よんのは92条の2項だけを岡崎さん言うたようにやりゃええですけど、背景が僕はちょっとあったらということと言いたかったんで、それで、今皆さんが出せというて、前のときには委員長は出さんでもよろしいというて言うた、今度は……。

○委員長（小田百合子君） 北川委員、ちょっと待ってください。

○委員（北川勝義君） 今度は出せというて言われようる、僕は僕の気持ちを言よんで、そういうもん出してもろうたほうが僕はわかりやすいと僕は言いたかったことで、それを出す出さんというのはここで委員会で決めていただきゃええことで、僕が出せいう話じゃのうて、僕は出してもろうたほうがわかりやすいというの最初から言よんですよ。それを言よんで。

以上です。

○委員長（小田百合子君） では、皆さんにお諮りします。

私がさっき石原部長に言ったように、調査をした上で次の委員会を出していただくっていうことを要求してもよろしいか。

○副議長（岡崎達義君） はい、よろしいです。

○委員長（小田百合子君） いいですか。

原田委員は反対されてましたけど。

○委員（原田素代君） 私は趣旨が違う。はい。必要ない。

○委員長（小田百合子君） 必要ないと思う。

○委員（原田素代君） だから、さっき言ったことでしょ。何らかの影響を与えている可能性がある、それは疑惑に値するところにいるわけですよね。だから、そこは明らかにすべきだと思う。だけど、それ以外のことは、設置において議員として何かしたかどうかなどということでは92条の2にはかかわらない。

○委員長（小田百合子君） マイクが入ってなかったです。

はい、岡崎副議長。

○副議長（岡崎達義君） だから、その経緯がわかれば、先ほど言われた、かかわってるということもかかわっているかどうかということも触れなくなってくるんじゃないかなと思うわけで、実質的には関係ないと思います。実質的には関係ないとは思いますが、そういう調査の上で金谷議員とその監査役の方が実質的にどちらに支配関係があったかというのがわかるんじゃないかなと、そういうふうに思います。

それからもう一つ。これは佐々木議員の質問の中にあるんですけど、佐々木議員が厚労省とそれから総務省にお尋ねになったところがありますよね。議案の中にあります。それで、請負に当たりませんという返事が総務省のほうからあったということだったので、それを事務局のほうでちょっと調べていただければいいと思うんですけど。議事録の中に。それだけです。

以上です。

○委員長（小田百合子君） それは、事務局から調べてもらえます。

○副議長（岡崎達義君） ぜひ、調べていただきたい。

○委員長（小田百合子君） 委員会としての調査ということで、問い合わせをお願いします。

石原部長に質問すべきことが一応これで次回に持ち越されたようになってますので、もう退席して下さって結構です、忙しいときですから。ありがとうございました。

では、引き続いて、ほかの意見があればどうぞ。

なければ、次回をいつにするかということをお諮りします。

時間的に見て、8月26日ではいかがかと思うんですけども。

○委員（北川勝義君） 26日は無理です。

○委員長（小田百合子君） ほかの方はどうですか。もう日がないので、なるべく仕事ですから出てきてください。

- 委員（北川勝義君） いや、無理です。
- 副委員長（下山哲司君） 無理ですという。
委員長、よろしい。
- 委員長（小田百合子君） はい、下山委員。
- 副委員長（下山哲司君） 無理ですというのはどういうことですか。葬式とか結婚式とか、そういう入院とか、そういう類いでなかったら……。
- 委員（北川勝義君） 所用、所用があつて無理です。
- 副委員長（下山哲司君） 所用っていうのは……。
- 委員（北川勝義君） 無理です。
- 委員（原田素代君） その日はファシリティーマネジメントの研修に出席する予定が……。
- 委員長（小田百合子君） 午後ですよ。
- 委員（原田素代君） じゃ、午前中。
- 委員長（小田百合子君） 午前中はできると思いますので。
- 委員（北川勝義君） 私は無理です。
- 委員長（小田百合子君） これは、公務ですから、委員会ですから。
はい。何とかして出席してください。
- 委員（北川勝義君） 無理です。
- 委員（原田素代君） 北川委員が出席しないっていうのは。
- 委員（北川勝義君） 関係ねえが。資格審査。
- 委員（原田素代君） 審査が進まないじゃない。
- 委員長（小田百合子君） だけど、委員会の委員ですから、あくまでも北川委員も。
ですから、出席をお願いします。
- 委員（原田素代君） 10時からですか。
- 委員長（小田百合子君） はい。
8月26日10時からにさせていただきます。
- 委員（北川勝義君） その日は欠席します。
- 委員長（小田百合子君） その他に入りますけれども、ありませんか。
次回に用意する資料を何か必要と思われるのが今言っておいてください。もう、盆休みなんかが入りますので。早目に準備をして、打ち合わせをしておきたいと思いますので。よろしくをお願いします。
- はい、岡崎委員。
- 副議長（岡崎達義君） 先ほど、私佐々木議員の質問の中のお話をしたんですけど、それに似たような行政実例があれば、事務局のほうでぜひ調べておいてほしいんです。ほかの請負関係についてですね。ここにもかなり載ってますけど、ほかに新しく出たようなものがあれば、

ずっと更新されてはいると思いますので行政実例があれば、ぜひ。なければもうそれで結構です。

○委員長（小田百合子君） 金谷議員のことではないんじゃないですか。

奥さんが役員をしてるというだけのことですからね。

○副議長（岡崎達義君） だから、監査役になってる方が云々というような話もあればあるし、それから介護施設がそういう関係で請負に当たるか当たらないかという行政実例があればの話です。

○委員長（小田百合子君） そこまでよろしいですか、皆さん。

○副委員長（下山哲司君） よろしい。

○委員長（小田百合子君） はい、下山委員。

○副委員長（下山哲司君） これ、きちっとするんなら、金谷議員自体がベリーズホームから所得を得るとか、保険を掛けてもらうとか、そういうのが確認がとれるんならきちっとそういうことがないというのをとれば、はっきりする。

そうしてもろうたほうがええんじゃないねえ。形があるものじゃから。形のないもので、職員に聞く聞かんというのは、形も何もないんじゃないから、資格審査の対象にならるので、そういうんじゃないしに、そういうことがきちっとあるかないかというのをしてもらうほうが、これが本当の資格審査じゃと私は思うんですが。やるんならそういうところをやってもらいたいというふうに思います。

○委員長（小田百合子君） あくまでも、金谷議員の資格審査ということで、皆さん、次8月26日、よろしくをお願いします。

以上で資格審査委員会第3回を終わります。

午前10時52分 閉会